

介護予防・日常生活支援総合事業 管理者 様

豊田市介護保険課長 花木 一也

### 平成31年1月以降のサービス利用における 総合事業の日割り算定の取扱いについて（通知）

日頃は高齢福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、**平成31年1月以降のサービス利用分**から、本市の総合事業の月額包括報酬の日割り請求の取扱いを以下のとおりといたしますので、事業所の皆様におかれましては、遺漏なくご対応いただきますようお願いいたします。

なお、「総合事業の日割り算定について（通知）（平成30年3月7日付け）」の取扱いについては平成30年12月31日をもって廃止といたします。

#### 記

#### 1 日割り請求の取扱い

##### (1) 平成31年1月利用分以降の請求

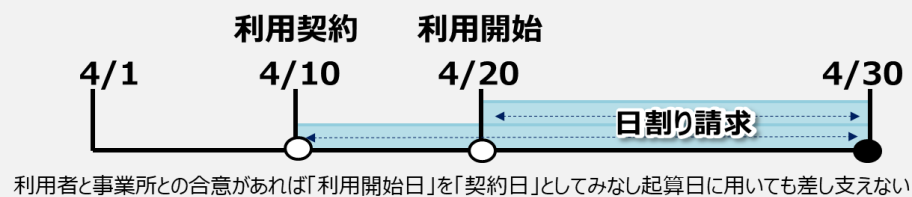
利用者と訪問型サービス事業者又は通所型サービス事業者との契約開始を事由として、契約日を起算日として日割り計算を行う。ただし、利用者と事業所（サービス提供事業所・地域包括支援センター）との合意のもとに「利用開始日」を「契約日」とみなして起算日としても差し支えない。

また、当該契約月にサービス利用がなく、翌月からサービス利用を開始した場合、当該契約月については請求をせず、次の①②どちらの取扱いも可能とする（平成31年1月利用分以降の請求。①②どちらにするかは利用者と事業所との合意による）。

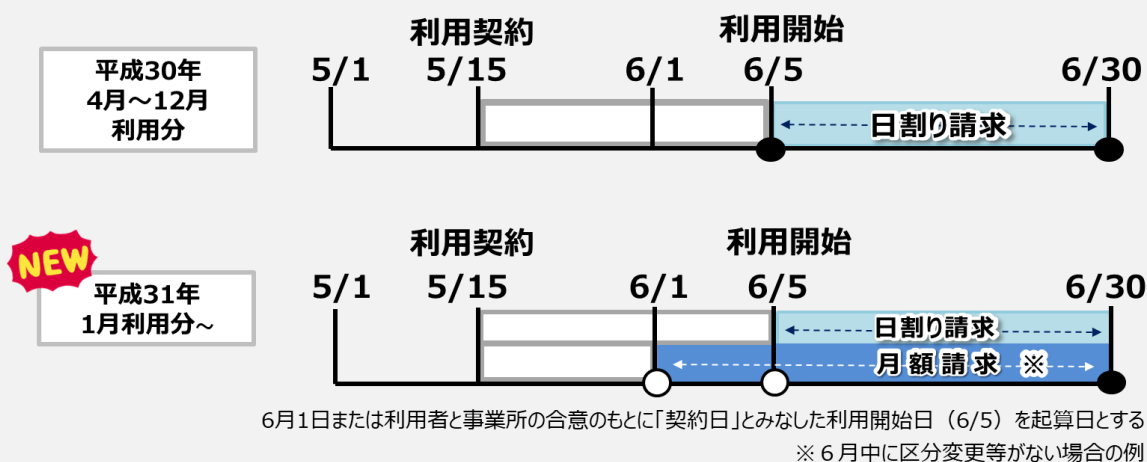
① 「利用開始日」を「契約日」とみなして起算日として請求する（従前通り）

② **利用月の初日（1日）を起算日として請求することも可能とする**

#### 月の途中から新たに利用する場合（介護予防訪問(通所)サービス、生活支援訪問(通所)サービス）



#### 注) 契約した月にサービス利用がない場合



## (2) 算定基準

### ア 介護予防（訪問・通所）サービス

「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用（平成 30 年 3 月 30 日 老健局介護保険計画課・老人保健課／事務連絡・I 資料9）」に準拠します。

### イ 生活支援（訪問・通所）サービス

国の参考基準がないため、上記の事務連絡を参考とし、介護予防サービスと同様の算定基準とします。

## (3) 参考資料

ア 「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用（平成 30 年 3 月 30 日 老健局介護保険計画課・老人保健課／事務連絡・I 資料9）」

イ 計算事例 各種パターン

ウ 加算・減算における日割り算定

## 2 その他

後日、豊田市のホームページに掲載予定。

トップページ > 暮らしの情報 > 福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険・老人福祉事業者向け情報 > 事業者向け情報（最新情報） > 各種お知らせ

## 【参考資料 ア】月額包括報酬の日割り請求にかかる適用

(平成 30 年 3 月 30 日 老健局介護保険計画課・老人保健課／事務連絡・I 資料 9) ※抜粋

### <対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス(みなし) ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(みなし) ・通所型サービス(独自)  ※月額包括報酬の単位とした場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)</li> <li>・区分変更(事業対象者→要支援) <b>例3</b></li> </ul>	変更日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(要介護→要支援)</li> <li>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)</li> <li>・事業開始(指定有効期間開始)</li> <li>・事業所指定効力停止の解除</li> </ul>	契約日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者との契約開始 <b>例1</b> <b>例2</b></li> </ul>	契約日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)</li> </ul>	退居日の翌日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)</li> </ul>	契約解除日の翌日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)</li> </ul>	退所日の翌日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公費適用の有効期間開始</li> </ul>	開始日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生保単独から生保併用への変更(65歳になって被保険者資格を取得した場合)</li> </ul>	資格取得日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)</li> <li>・区分変更(事業対象者→要支援) <b>例3</b></li> </ul>	変更日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更(事業対象者→要介護)</li> <li>・区分変更(要支援→要介護)</li> <li>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)</li> <li>・事業廃止(指定有効期間満了)</li> <li>・事業所指定効力停止の開始</li> </ul>	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者との契約解除</li> </ul>	契約解除日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)</li> </ul>	入居日の前日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)</li> </ul>	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)</li> </ul>	入所日の前日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公費適用の有効期間終了</li> </ul>	終了日	

- ※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

- ※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。 **例2**

#### 注意：豊田市の基準

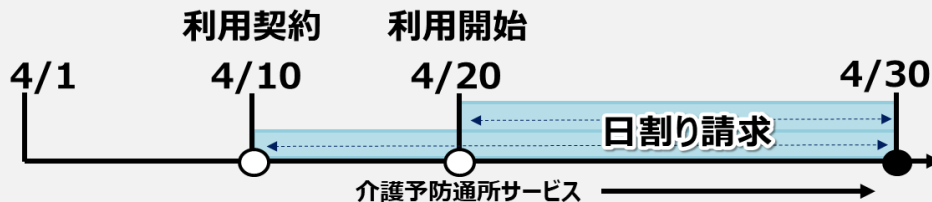
- ・利用者との契約開始の起算日は「利用開始日」を「契約日」とみなすことも可とする。 ←
- ・生活支援訪問サービス・生活支援通所サービスは、介護予防サービスと同様の算定基準を用いる。

## 【参考資料 イ】 計算事例 各種パターン

### 日割り算定の事例

#### 例1 月の途中より新規で総合事業サービスを利用する場合

総合事業サービスに係る利用者と事業所との「契約日」を起算日として日割り算定を行う。ただし、利用者と事業所（サービス提供事業所・地域包括支援センター）との合意のもとに、「利用開始日」を「契約日」とみなして起算日としても差し支えない。



利用者と事業所との合意があれば「利用開始日」を「契約日」としてみなし起算日に用いても差し支えない

例) 起算日を4/20利用開始日とした場合 **介護予防通所サービス：日割単位数×11日（起算日からの日数）**

※「利用開始日」を「契約日」とみなす場合の取り扱い（例）

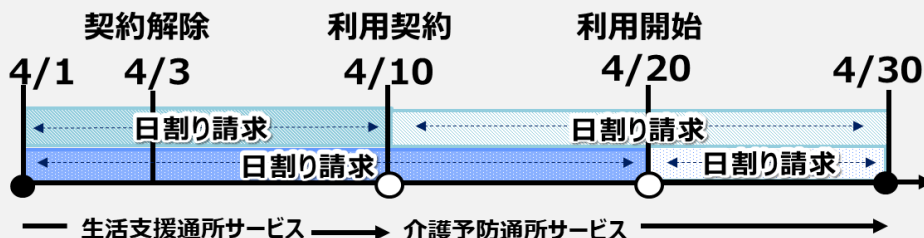
- ・原則、サービス提供事業所の契約書内に利用開始日を記載し、その日を「契約日」とみなして日割り算定を行う。
- ・利用開始日を「契約日」とみなして、ケアプラン、利用票に反映させる。

**NEW** 上記の例において、4月中に利用契約をして5月から利用を開始し、結果4月中に利用実績のない場合、4月分は報酬を算定せず、5月1日もしくは利用者と事業所との合意のもとに「契約日」とみなした利用開始日を起算日とする。

#### 例2 月の途中で総合事業サービスの間で利用サービスを切り替えた場合

【生活支援通所サービスから介護予防通所サービスに月途中で切り替えた場合】

- ・介護予防通所サービスについては、介護予防通所サービスにかかる利用者と事業所との『契約日』を起算日として日割り算定を行う。ただし、利用者と事業所との合意があれば、『利用開始日』を「契約日」とみなし、起算日に用いても差し支えない。
- ・生活支援通所サービスについて、『上記の起算日の前日』までの日数で日割り算定を行う。



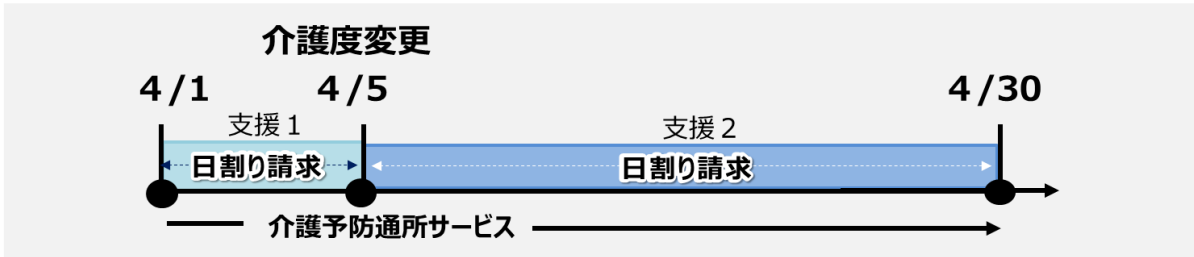
例) 起算日を4/10契約日とした場合 **生活支援通所サービス：日割単位数×9日（起算日の前日までの日数）**  
**介護予防通所サービス：日割単位数×21日（起算日からの日数）**

※厚労省事務連絡の表下に記載のとおり「※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの『開始事由』がある場合についてはその前日とする。」ことから、生活支援通所サービスと介護予防通所サービスの日数の合計を、4月であれば30日としなければならない。

**例3**

**月の途中で区分変更(要支援1→要支援2)があったが  
利用サービス(サービス種別、頻度等)が同じである場合**

同一サービス(サービス種別、頻度等)利用者で、月途中で区分変更(要支援1⇔要支援2、  
事業対象者→要支援)となった場合、介護度の変更日を起算日として日割り計算する。



同一サービス(サービス種別、頻度等)利用者であっても、**従前どおり**日割り算定を行う。  
日割計算の結果、月額報酬を上回る場合や下回る場合があるが、算定はそのままし調整は行わない。

例) 介護度の変更(要支援1→要支援2)が4/5にあった場合

要支援1 **介護予防通所サービス：日割単位数×4日(起算日の前日までの日数)**

要支援2 **介護予防通所サービス：日割単位数×26日(起算日からの日数)**

例) 介護度の変更(要支援1→要支援2)が5/5にあった場合

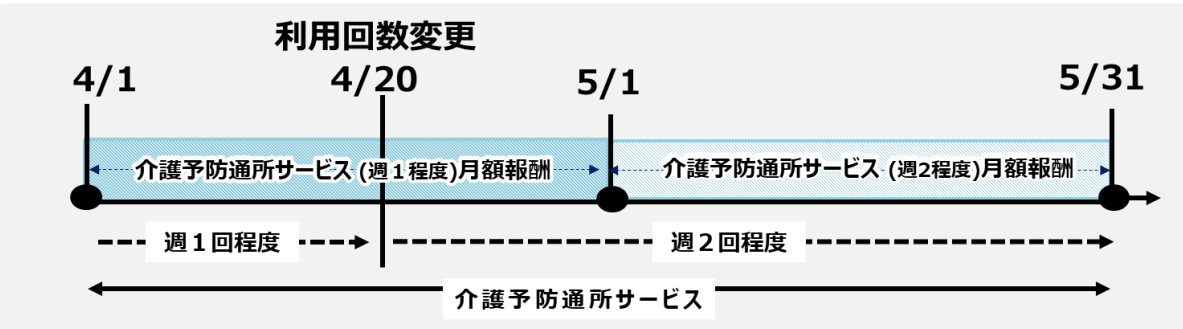
要支援1 **介護予防通所サービス：日割単位数×4日(起算日の前日までの日数)**

要支援2 **介護予防通所サービス：日割単位数×27日(起算日からの日数)**

**日割り算定しない事例**

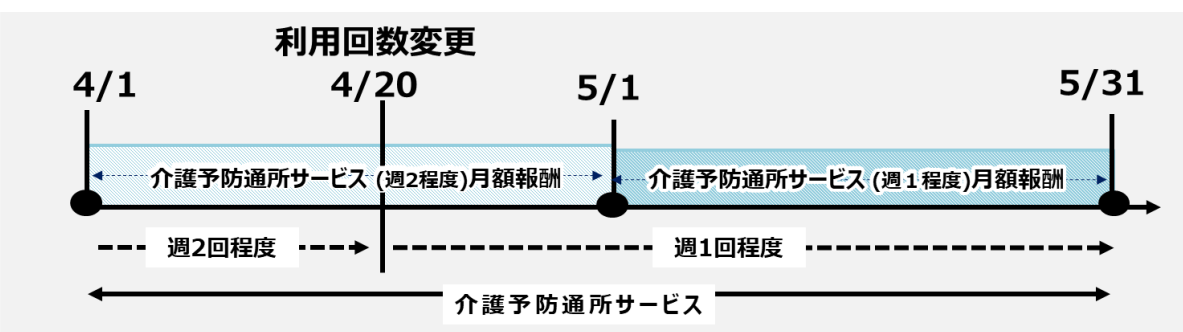
**例1) 要支援2の方が月途中で介護予防通所サービスの利用回数を  
週1回程度から週2回程度に切り替えた場合【利用実績：増】**

日割り算定を行わない。  
適切なケアマネジメントを実施したうえ、ケアプランの利用回数を変更後、翌月から週2回の単位数の  
月額包括報酬に切り替える。



**例2) 要支援2の方が介護予防通所サービスの利用回数を週2回程度利用  
だったが、月途中で週1回程度の利用に切り替えたい場合【利用実績：減】**

日割り算定を行わない。  
適切なケアマネジメントを実施したうえ、ケアプランの利用回数を変更後、翌月から週1回の単位数の  
月額包括報酬に切り替える。



## 【参考資料 ウ】 加算・減算における日割り算定

日割り算定可能な加算については、「訪問型サービス（独自）サービスコード表（A2）」  
「通所型サービス（独自）サービスコード表（A6）」を参照。

（介護予防訪問サービス）

加算：特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算

減算：介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置、

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に  
サービスを行う場合

（介護予防通所サービス）

加算：中山間地域等提供加算

【問合せ先】 豊田市 福祉部 介護保険課 施設担当  
電話 0565-34-6634 FAX 0565-34-6034